

令和元年8月1日
第4回介護保険運営協議会
資料2（議題2関係）
（事前配布資料）

東久留米市地域包括支援センターの運営実績等について

下記のとおり、各地域包括支援センターより、平成令和年度における「東久留米市地域包括支援センターにかかる公正・中立性に関する評価基準」に基づく報告及び平成30年度の収支計算書の提出があったため、下記のとおり配布する。

記

- | | | | | | |
|---|--------------|----------|-------|---|-------|
| 1 | 東部地域包括支援センター | ・・・・・・・・ | 1ページ | ～ | 4ページ |
| 2 | 中部地域包括支援センター | ・・・・・・・・ | 5ページ | ～ | 10ページ |
| 3 | 西部地域包括支援センター | ・・・・・・・・ | 11ページ | ～ | 14ページ |

東久留米市地域包括支援センターにかかる公正・中立性に関する評価基準（令和元年度）

東部 地域包括支援センター

| | 評価項目 | 区分 | 評価基準 | 確認欄 |
|-----------------|---|-----|--|-----|
| 設置状況 | 1. 併設サービス提供事業部門がある場合、仕切りの設置等によるサービスとマネジメントの分離ができています。 | 達成 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター（以下、「センター」という）が占有する事務室である。 ・センターは他の事業部門と同室、もしくは近接しているが、仕切り等により物理的に分離されている。 | ○ |
| | | 未達成 | <ul style="list-style-type: none"> ・センターが他の事業部門と同室、もしくは近接しており、特段の分離策も施されていない。 | |
| 情報管理 | 1. 文書や電子情報を他部門から分離して管理されている。 | 達成 | <ul style="list-style-type: none"> ・書類保管庫が施錠され、パソコンはパスワード管理されており、他の事業部門との情報分離が図られている。 | ○ |
| | | 未達成 | <ul style="list-style-type: none"> ・文書や電子情報について、他の事業部門から分離された管理が図られていない。 | |
| 広報活動 | 1. リーフレット等、センターを紹介する媒体において法人のPRを行っていない。 2. 電話対応時等において、センター名を名乗っている（法人名を名乗らない）。 | 達成 | <ul style="list-style-type: none"> ・センターを紹介する媒体において、法人や法人の他の部門のPRを行っていない。 ・電話対応時等において、センター名のみを名乗り、母体施設名等を名乗っていない。 | ○ |
| | | 未達成 | <ul style="list-style-type: none"> ・センターを紹介する媒体において、法人や法人の他の部門のPRを掲載した。 ・電話対応時等において、母体施設名等を（も）名乗っている。 | |
| 介護予防ケアマネジメント（※） | 介護予防訪問介護 | 達成 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用率はいずれの介護予防訪問介護事業所においても80%未満である。 ・80%を超える利用率の介護予防訪問介護事業所があるが、正当な理由によるものである。 | ○ |
| | | 未達成 | <ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由なく、特定の介護予防訪問介護事業所を80%以上の利用率で利用している。 | |
| | 介護予防通所介護 | 達成 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用率はいずれの介護予防通所介護事業所においても80%未満である。 ・80%を超える利用率の介護予防通所介護事業所があるが、正当な理由によるものである。 | ○ |
| | | 未達成 | <ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由なく、特定の介護予防通所介護事業所を80%以上の利用率で利用している。 | |

※1 正当な理由は、以下に該当するものとする。

ア 判定期間の1月当たりの平均プラン数が20件以下である場合

イ 判定期間の1月当たりの該当のサービスの平均プラン数が5件未満である場合

ウ 適切なマネジメントを通じ、利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者に集中した場合

※2 利用率の判定は、以下によるものとする。

特定の介護予防訪問（通所）介護事業所を位置付けたプラン数／介護予防訪問（通所）介護を位置付けたプラン数

法人名:社会福祉法人マザアス

拠点名:マザアス東久留米

サービス区分:東久留米市東部地域包括支援センター

資金収支計算書

自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日

| 科 目 | 予算額 | 決算額 | 比較▲増減額 |
|----------------------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| | 円 | 円 | 円 |
| 経常活動による収入 | | | |
| 介護保険事業収入 | 50,866,000 | 51,495,445 | 629,445 |
| 居宅介護支援事業収入 | 12,725,000 | 14,019,445 | 1,294,445 |
| その他事業収入 | 38,141,000 | 37,476,000 | -665,000 |
| その他の収入 | 164,000 | 65,720 | -98,280 |
| 受入研修費収入 | 0 | 25,920 | 25,920 |
| 利用者等外給食費収入 | 158,000 | 23,200 | -134,800 |
| 雑収入 | 6,000 | 16,600 | 10,600 |
| 経常活動収入計 ① | 51,030,000 | 51,561,165 | 531,165 |
| 人件費 | 49,167,000 | 47,312,814 | 1,854,186 |
| 職員給与支出 | 33,155,000 | 31,450,334 | 1,704,666 |
| 職員賞与支出 | 4,223,000 | 4,222,470 | 530 |
| 非常勤職員給与支出 | 5,629,000 | 5,531,725 | 97,275 |
| 退職給付支出 | 642,000 | 642,000 | 0 |
| 法定福利費支出 | 5,518,000 | 5,466,285 | 51,715 |
| 事業費 | 201,000 | 201,624 | -624 |
| 水道光熱費支出 | 193,000 | 163,590 | 29,410 |
| 保険料支出 | 8,000 | 8,034 | -34 |
| 葬祭費支出 | 0 | 30,000 | -30,000 |
| 事務費 | 3,794,000 | 4,241,716 | -447,716 |
| 福利厚生費支出 | 25,000 | 0 | 25,000 |
| 旅費交通費支出 | 40,000 | 86,870 | -46,870 |
| 研修研究費支出 | 80,000 | 114,600 | -34,600 |
| 事務消耗品費支出 | 465,000 | 256,186 | 208,814 |
| 印刷製品費支出 | 215,000 | 207,463 | 7,537 |
| 修繕費支出 | 100,000 | 49,733 | 50,267 |
| 通信運搬費支出 | 1,277,000 | 1,139,657 | 137,343 |
| 会議費支出 | 1,000 | 0 | 1,000 |
| 業務委託費支出 | 200,000 | 1,136,363 | -936,363 |
| 手数料支出 | 1,000 | 0 | 1,000 |
| 賃借料支出 | 20,000 | 16,863 | 3,137 |
| 土地・建物賃借料支出 | 1,045,000 | 957,000 | 88,000 |
| 租税公課支出 | 0 | 34,600 | -34,600 |
| 保守料支出 | 100,000 | 44,660 | 55,340 |
| 渉外費支出 | 5,000 | 0 | 5,000 |
| 諸会費支出 | 100,000 | 68,400 | 31,600 |
| 雑支出 | 120,000 | 129,321 | -9,321 |
| 事業活動支出計(2) | 53,162,000 | 51,756,154 | 1,405,846 |
| 事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2) | -2,132,000 | -194,989 | -874,681 |

| 平成31年度事業計画(東部地域包括支援センター) | | | | |
|--------------------------|------------------------------------|---|---|---|
| 事業名 | 契約内容 | 目的 | 計画 | 期待される効果 |
| 介護予防 ケアマネジメント | 介護予防及び日常生活支援を目的とした、適切なサービス提供のための援助 | 対象者が要支援・要介護状態になるのを防ぐ。 | ①対象者が意欲を持てるようなプランを作成し、評価を行う。②介護予防事業、基本チェックリスト、興味関心シートを利用、アセスメントを行い、本人の状態を確認の上、事業対象者を増やす。③要介護認定に関わらず、地域住民が地域の中の自力で通える範囲で体操教室や脳トレなど集える場所を作る。 | ①今の身体状態を維持、向上、自発的に介護予防に取り組むようになる。②適切な判断能力をつけることができる。③地域住民が、いつまでも健康にその人らしい生活ができる。 |
| 総合相談 | 地域におけるネットワークの構築 | 効率的・効果的に業務を行い、支援を必要とする高齢者等を見つけ出し、保健医療福祉サービスをはじめとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域におけるさまざまな関係者のネットワークの構築を図る。 | ①包括月報を活用し、総合相談をデータ化し地域診断を行っていく。 ②日常生活圏域の地域診断を実施し、地域特性や潜在的ニーズの把握に努めると共に、民生委員、自治会長、地域住民からの情報収集や情報共有を行い、「顔の見える関係づくり」に取り組む。 ③各地域での集まりの場でその地域の特徴・課題等の情報提供しながら地域包括支援センターの役割、目指すものを広い世代に伝えていく。 | 地域住民と関係者が同様の意識を持ち、継続的な見守りができるようにしていきけるとともに、更なる問題の発生を防止するため、地域におけるさまざまな関係者のネットワークができるようになる。 |
| | 地域の高齢者の実態把握 | 支援を必要とする高齢者を発見し、迅速に適切なサービスに繋げ、早期に解決できるよう導く。その地域に暮らす高齢者の意向・地域特性・課題を把握する | ①あんしん調査を金山町2、上の原において実施する。 ②調査実施時にアンケートを配布し回収する。 ③回収したアンケート集計結果を地域住民へ(自治会含む)にフィードバックし、来年度の2層協議体会議に繋げ課題の解決策を検討を図る。 | 早期に問題のある高齢者を把握できると共に、新たな課題に対して地域住民と一緒に考え、高齢者が安心して生活できる地域づくりができる。 |
| | 総合相談 | 地域の身近な相談窓口として、高齢者等に関するさまざまな相談を円滑に受け入れ、適切な制度、サービスにつなぐと共に、継続的・専門的な相談支援を行い、ワンストップサービスの拠点としての機能を果たす。 | ①高齢者、家族、地域住民、関係者の情報をもとに迅速に必要なかつ適切な支援をおこなう ②必要に応じて継続的に支援していく。 ・総合相談受付、整理、統計 ・社会資源の情報整理 | ①地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できる ②地域包括ケアの中核拠点として、また、地域包括支援センター事業実施のための基盤的役割を果たすことができる |
| 権利擁護 | 成年後見制度の活用促進 | 成年後見制度や地域権利擁護事業等の活用を促進することにより、高齢者の尊厳を守り、その人らしい暮らしができるよう支援する。 | ①成年後見制度推進機関検討委員会に参加し、関係機関と連携を図る。②制度の活用が必要な方を早期発見するため、JKKや金融機関等との関係性を構築し、情報提供してもらえるようにする。③成年後見制度や地域権利擁護事業に関する外部研修に参加し、包括内で伝達研修を行い、制度の知識や活用方法を職員間に周知する。 | 成年後見制度の活用を促進することで、身寄りのない方や判断能力が低下した方等が安心して生活を送ることができる。 |
| | 老人福祉施設等への措置の支援 | 老人福祉施設等への措置支援を適切に行うことにより、高齢者の生命や人権、個人の尊厳を護る。 | ①事実確認を積み重ね、緊急対応の必要性・妥当性を判断する。 ②緊急対応が必要な場合は速やかに市へ報告し対応を協議する。 ③措置実施前後の心理的支援、養護者支援を行っていく。 | 高齢者の生命や人権、個人の尊厳が護られ、安心して生活を送ることができる。 |
| | 高齢者虐待の防止と養護者の支援 | 高齢者虐待防止法に基づき適切な対応を行う。高齢者の尊厳を守ると同時に養護者に対しての支援を行う。 | ①虐待対応研修や事例検討会を通じて、職員個々が虐待の対応の知識を身につけ、市役所や関連機関と連携し、適切な対応を行う。 ②センター長を中心に3職種でケースを共有し、適切な対応を検討し実行する。 ③地域のケアマネジャーと顔の見える関係性をつくり、虐待の早期発見および予防につなげる。 | 職員のスキルアップを図ることで、包括支援センターとして適切な虐待対応を行うことができる。高齢者の生命や尊厳を守り、高齢者および養護者が安心して生活を送ることに寄与する。 |
| | 困難事例への対応 | 困難な状況や複数のニーズを抱えた地域の高齢者が、地域の中で尊厳を保ちながら生活を送ることができる | ①迅速かつ適切なアセスメントを行い支援につなぐ。 ②支援の遅れやケースが埋もれることがないよう、センター内で情報共有し、方針を決めて課題解決につなげる。 ③地域のケアマネジャーと連携し、一緒に支援する。 ④民生委員や可能な範囲で地域住民と連携する。その中核を包括が担う。 | 高齢者の尊厳を保つことができる 高齢者の安心・安全が保障される 包括職員のスキルアップが可能となる 関係機関・地域との信頼関係につながる |
| | 消費者被害の防止 | 消費者被害の具体的な内容や相談機関を紹介していく事で、疑問に思った時にすぐに相談ができる。 | ①警察署および生活文化課と連携し、地域の消費者被害に関する情報を把握する。 ②①の情報等を踏まえた上で、地域の自治会等で消費者被害の防止の出前講座を企画・開催する。 | 消費者被害の具体例を地域に周知することで被害の防止につなげる。地域に相談機関を紹介することで気軽に相談しやすい関係性を築くことができる。 |

| 事業名 | 契約内容 | 目的 | 計画 | 期待される効果 |
|-----------------|----------------------|---|---|---|
| 包括的・継続的ケアマネジメント | 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる | ①センター職員が中核となり、連携協働する ②介護支援専門員、医療、地域の関係機関との連携、在宅・施設の連携など地域において多職種協働・連携の体制づくりをおこなう ③介護支援専門員への支援を行い、ケース支援の負担を軽減する ④ケアマネサロンを6か月に一度継続して、開催し、今年度は新たに立ち上がった主マネ連の運営基準部会による勉強会を開催する | 包括の専門職が中核となり、ひとつにまとまり、地域へ働きかける。医療機関、地域の関係機関との連携体制の構築ができる。地域の介護支援専門員と関係機関との連携ができる。地域の介護支援専門員が様々な社会資源を活用できるような体制が整備される。 |
| | 介護支援専門員のネットワークの活用 | 地域のケアマネジャーがネットワークを活用し、社会資源の共有や相談できる関係をつくれる。 | ①地域ケアマネ懇談会を開催する。今年度は、主任ケアマネ連絡会の医療連携部会と協働し、認知症の医療連携をテーマとして2回(6・12月)、三包括主催の介護予防ケアプランを開催する予定。 ②医療連携に対するケアマネ側の課題を知るために、訪問看護連絡会とつながりをもつ ③ケアマネ連絡会に参加する | 地域のケアマネジャー同士が関係を持てる場の提供をし、ネットワークを活用しやすい関係の構築をする。、医療連携や介護予防、運営基準など多彩な勉強会の開催し、ケアプランの質の向上に貢献できる |
| | 介護支援専門員に対する個別支援 | 地域の高齢者を担当する介護支援専門員と連携することにより、地域の高齢者が安心して生活を送ることができる | ①介護支援専門員が安心してなんでも相談できるような雰囲気をつくる。 ②介護支援専門員の相談には親身になり、迅速に対応する ③困難な状況におかれる高齢者でも安心して生活できるよう介護支援専門員と一緒に役割分担をして支援する | 地域のケアマネジャーの個別支援を丁寧におこなうことにより早期に解決に導くことができる。地域のケアマネジャーの育成につながる |
| | 地域ケア会議の開催 | 個別ケースの課題を積み重ね地域の課題をだし、関係機関と連携できるシステムを作る。 | ①介護予防ケースの個別ケア会議の実施により、職員が、介護予防の意識を高め、そのケースの個別課題から地域課題を見出し、資源開発につなげる ②今年度は、年2回支援困難ケースの地域ケア会議を開催する。ケアマネジャーに事例を提出してもらい、ケアプランを知り、助言できるようにしていく。 | 各ケースの介護予防・重篤化防止に努め、個別ケースから地域の課題をみつけ、資源開発につなげることができる |
| 認知症地域支援・ケア向上 | 関係機関や関係者との連携 | 認知症の方ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることのできる体制構築 | 認知症地域支援推進員が中心となり人と人をつなぐ。①前田病院、他医療機関との連携。②困難事例には初期集中支援チームを検討する。 | ①、②認知症の診断が早くつき、医療や環境を整えることにより、その人らしい生活を長く送ることが出来る。 |
| | 本人や家族の相談支援体制構築 | 認知症の人やその家族が適切な医療や適切な支援が受けられ、安心して生活が送れるような体制をつくる。 | ①前田病院、他医療機関との連携。②困難事例には初期集中支援チームを検討する。③ケアパスを活用し、本人や家族が必要な情報を得ることが出来る。④地域に働きかけ、認知症サポーター養成を行い、幅広い世代に認知症を知ってもらおう(小学生、その親世代など)。⑤認知症家族会につなげる⑥地域の認知症カフェの活性化 | ①②認知症の診断が早くつき、医療や環境を整えることにより、その人らしい生活を長く送ることが出来る。④認知症を理解し、地域で支える環境を作る。③⑤家族の苦悩を知り、早期に対応出来る。行ける場所に、話せる場が出来る。⑥当事者が話せ、共感できる場が作れるようになる。 |
| 任意事業 | みまもりネットワーク運営 | 住み慣れた地域で安心した生活が継続でき、異変の早期発見、介入ができる。 | ①みまもりネットワーク連絡会を開催し、協力員同士の交流・情報共有・学習の機会を設ける。②あんしん調査を実施する金山町、上の原地区を中心に、独居世帯のネットワーク事業加入率を上げる。③関係機関との連携、実態調査、地域の集まり等を活用し、地域住民に啓発活動を行う。④専門職との連携・訪問により危険要素や異変の早期発見・対応、事前防止を図っていく。 | 協力員としての活動目的の再確認、活動にあたっての心配事の解消、意識統一、知識の習得、顔の見える関係づくりが図れる。高齢者の孤立・不安の緩和、異変の早期発見・介入。介入困難な地域住民に対して関りを持てる可能性を広げるとともに、事業について広く住民に知ってもらい、住民同士の緩やかな見守りの促進を図る。 |
| | 認知症介護者家族会開催 | 家族に対し介護に対する知識や技術について学習する機会を提供すると共に、日頃抱えている不安などを気軽に話し合うことによりその苦労を共に分かち合える介護者相互の交流等を促す。 | ①認知症家族会を開催(8,13月を除く)。介護者相互の交流・情報共有の機会を設ける。 ②家族が参加しやすい日程として土曜日の開催日を設ける(6,11月)。 ③参加率を向上させるため、新規相談の初期段階から対象者に家族会を周知徹底するとともに、ケアマネサロンや地区懇談会等の機会ですぐ周知し、参加を呼びかける。 | 認知症介護の経験者同士の交流を通じ、介護者の心身の負担を軽減し、地域で安心して生活を送ることができる。 |
| | 福祉用具・住宅改修購入支援 | 状態に変化が生じて、住み慣れた家で安全にかつ安心して生活が続けられるよう支援を行う。 | ①安全に生活していくことができる生活環境の整備を提案・助言し、サービス事業所との連携を綿密に行っていく。 ②支給申請に係る理由書等の作成を行う。 ③事業所選定の際は複数の事業所を紹介し、住宅改修については相見積もりを取ることを徹底する。 | 身体状況に変化のあった時でも生活環境を整えることで、安全に自宅での生活を続けていくことができる。 |

| 事業名 | 契約内容 | 目的 | 計画 | 期待される効果 |
|--------------------|---|---|--|--|
| 生活支援支援 コーディネーター | 介護予防・生活支援サービスの コーディネート | 住民同士のつながりや支え合いを深め、住み慣れた地域で 自立・自律し、安心して自分らしく生活できる地域の構築。 | ①住民が通える場を年度内に最低6箇所増やす。 ②資源マップを作成し、住民が適宜、情報を得る機会を広げる。 ③要支援者も含めた、地域の高齢者の生活支援サービス (特に買い物)に対するニーズ把握を行い、その上で必要資源の 調整・開発を検討する。 ④現在、包括が繋がっていない自治会(特に小山地域の自治 会)、 関係機関等に対して、地域における助け合いや生活支援・ 介護予防サービスの提供のために連携・協働してもらえるよう働き かけ、 ネットワークを構築していく。 ⑤適宜訪問・状況確認・情報提供等を通して、既存の地域活動の 維持のための支援を行う。 | ①通いの場の選択肢を増やすことで、より多くの住民の方が ニーズに合った通いの場を選択できるようになる。 ②住民が地域活動の情報を得ることで、地域交流・ 社会参加を促進することができるようになる。 ③地域に必要な生活支援サービスの把握、創出が 図れる。 ④多様な事業主体が参画することで、生活支援・ 介護予防サービスの充実を図ることができるようになる。 ⑤地域住民による活動の円滑な継続・存続が図れる。 |
| | 協議体との連携・協働 | 協議体と連携・協働して、地域ニーズ・課題解決の 検討・企画を図り、具体的支援・体制の構築が図れる。 | ①神山自治会(神宝町・金山町)主催の縁日等の行事に 参加させてもらい、協議体と連携しながら、子どもと高齢者が 交流できるようなものを一緒に企画したり、介護予防・見守りの大切 さを 住民に伝える機会を持つ。 また、協議体の方々と共に、神宝町、金山町の住民が集える場所を 探し、交渉していく。 ②新川町2丁目に関しては、自治会等と連携して、地域との関係を 構築し、若い世代に向けて包括支援センターの周知をしたり、認知 症 を理解してもらうために、認知症サポーター養成講座を実施してい く。 ③都営大門アパート自治会に関しては、JKK、ワーデン、自治会等 の関係機関と密に連携し、見守り体制をつくっていく。 ④大門にあるルネのマンションでは、動けるうちに介護予防の情報 提供を行っていく。 | ①世代間の相互理解を促進させることができる。また、 地域住民が介護予防や見守りの大切さを理解し、自発的に 取り組めるようになる。神宝町、金山町に集える場を 作ることで、介護予防、孤立予防につながったり、間接的な 見守りを行えるようになる。 ②認知症の方を支えているご家族が孤立せず、地域の中で 支えていけるようになる。 ③外に出られない、外へ出たくない人達の孤立を防げる。 ④介護予防を図ることができる。 |
| | サービス・支援の担い手となるボランティア 等の養成 | 地域住民が自発的に自身の持つ能力を地域の中で 生かし、生きがいと役割を持ち、生活の中で 自己実現ができる。 | ①地域での集まり・活動等の訪問、地区診断を通し、 地域住民について情報収集・把握を行い、人材の発掘に努める。 ②定年退職後の方々(主に男性)を対象に、地域活動の 参加啓発をしたり、活動を紹介するイベントを年度内に1回行い、 退職後も地域の中で活躍してもらえるようにしていく。 ③各種講座・事業を通じた人材発掘。 | 担い手を養成することで、より多くの地域住民が社会参加・ 社会的役割を持つことになり、孤立予防・介護予防につながる。 |
| | 地域包括支援センター及び地域の関係諸 団体との情報提供及び連携、協働による取 り組みの推進のための連絡会(第二層協議 体)の開催及び運営 | 地域課題の解決に向けて、具体的な策を検討していく共に、 関係者間で連携、協働していけるような関係づくりを行っていく。 | ①前年度、あんしん調査を実施した大門町、新川町二丁目を 対象に、地区診断やアンケートから抽出された地域課題について 2層協議体会議にて検討。 ②地域個別ケア会議で挙がった地域課題について 2層協議体会議にて検討。 | 地域づくりにおける意義・情報・方針の共有化が図れ、地域課題の 発見・協議の場が得られ、具体的方向性を検討できる。 地域住民が自分たちの問題としての認識が深められ、様々な 関係機関とのネットワークの構築ができる。 |
| | その他、必要に応じた市及び地域包括支援 センターと協議した業務 | 地域住民が住み慣れた地域で安心して 自分らしく生活できるようになる。 | ①相談員が総合相談、あんしん調査等で閉じこもりがちな方を 発見した際、その方に合った社会資源に結びつけられるよう 支援していく。 ②自主グループに参加している方の異変な様子に気付いたり、 住民から情報をもたらした場合、相談員につなぎ、連携して 対応していく。 | 重度化、孤立化を防ぎ、地域住民が住み慣れた地域で安心して 生活できるようになる。 |
| 職員体制 | 業務遂行にあたっての職員体制の構築 | 新体制になり、職員が共に助け合い、連携の取れる体制を作る。 | ①包括職員全体が包括業務について理解をする。 ②困難ケース、新規ケースなどは個人で抱えこまず、話せる場を作 り、職員間で共有、他の職員も対応できるようにする。 | 職員全体で包括の求められる業務が遂行でき、地域で暮らす利用 者や家族、住民への支援が円滑にできる。 |
| | 職員体制の見直し(担当分け) | 職員の専門性・得意な分野での力が発揮できるように担当分けを 行い、それぞれの業務をスムーズに行えるようにする。 | ①各専門職の専門性を高める。 ②センター長は基本的に後方支援・全体のみまも役ができるような 体制をつくる | 専門分野の実力が発揮でき、やりがいある仕事を見出すことがで きる センター長が全体を把握し、管理することにより、職場の環境を整 え、職員が持つべき力を発揮することができる。 |
| | スキルアップ | 自らがスキルアップを図ることにより、利用者の価値・尊厳を守り適 切な支援が行えるようになる。 | ①職員一人一人目標を持ち、支援していく ②内外の研修に各自計画を立て積極的に参加するよう促す ③研修で得た知識・情報をセンター内で共有する。 | 職員がスキルアップすることで、利用者への支援の質が向上し、東 部地区に住む住民の尊厳ある暮らしを継続させることができる。 |

東久留米市地域包括支援センターにかかる公正・中立性に関する評価基準（令和元年度）

中部 地域包括支援センター

| | 評価項目 | 区分 | 評価基準 | 確認欄 |
|-----------------|---|-----|--|-----|
| 設置状況 | 1. 併設サービス提供事業部門がある場合、仕切りの設置等によるサービスとマネジメントの分離ができています。 | 達成 | ・地域包括支援センター（以下、「センター」という）が占有する事務室である。 | ○ |
| | | | ・センターは他の事業部門と同室、もしくは近接しているが、仕切り等により物理的に分離されている。 | ○ |
| | | 未達成 | ・センターが他の事業部門と同室、もしくは近接しており、特段の分離策も施されていない。 | |
| 情報管理 | 1. 文書や電子情報を他部門から分離して管理されている。 | 達成 | ・書類保管庫が施錠され、パソコンはパスワード管理されており、他の事業部門との情報分離が図られている。 | ○ |
| | | 未達成 | ・文書や電子情報について、他の事業部門から分離された管理が図られていない。 | |
| 広報活動 | 1. リーフレット等、センターを紹介する媒体において法人のPRを行っていない。 2. 電話対応時等において、センター名を名乗っている（法人名を名乗らない）。 | 達成 | ・センターを紹介する媒体において、法人や法人の他の部門のPRを行っていない。 | ○ |
| | | | ・電話対応時等において、センター名のみを名乗り、母体施設名等を名乗っていない。 | ○ |
| | | 未達成 | ・センターを紹介する媒体において、法人や法人の他の部門のPRを掲載した。 | |
| | | | ・電話対応時等において、母体施設名等を（も）名乗っている。 | |
| 介護予防ケアマネジメント（※） | 介護予防訪問介護 | 達成 | ・利用率はいずれの介護予防訪問介護事業所においても80%未満である。 | ○ |
| | | | ・80%を超える利用率の介護予防訪問介護事業所があるが、正当な理由によるものである。 | |
| | 介護予防通所介護 | 達成 | ・利用率はいずれの介護予防通所介護事業所においても80%未満である。 | ○ |
| | | | ・80%を超える利用率の介護予防通所介護事業所があるが、正当な理由によるものである。 | |
| | | 未達成 | ・正当な理由なく、特定の介護予防訪問介護事業所を80%以上の利用率で利用している。 | |
| | | | ・正当な理由なく、特定の介護予防通所介護事業所を80%以上の利用率で利用している。 | |

※1 正当な理由は、以下に該当するものとする。

ア 判定期間の1月当たりの平均プラン数が20件以下である場合

イ 判定期間の1月当たりの該当のサービスの平均プラン数が5件未満である場合

ウ 適切なマネジメントを通じ、利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者に集中した場合

※2 利用率の判定は、以下によるものとする。

特定の介護予防訪問（通所）介護事業所を位置付けたプラン数／介護予防訪問（通所）介護を位置付けたプラン数

サービス区分 資金収支計算書
(自)平成30年 4月 1日 (至)平成31年 3月31日

法人名：社会福祉法人 三育ライフ
拠点区分名：シャローム東久留米拠点
サービス区分名：東久留米中部包括支援センター

(単位：円)

| 勘定科目 | 予算(A) | 決算(B) | 差異(A)-(B) | 備考 |
|--------------------|------------|------------|-----------|----|
| 事業活動による収支 | | | | |
| 取 入 | | | | |
| 介護保険事業収入 | 63,118,000 | 63,187,085 | △ 69,085 | |
| 施設介護料収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 居宅介護料収入 | 0 | 0 | 0 | |
| (介護報酬収入) | 0 | 0 | 0 | |
| (利用者負担金収入) | 0 | 0 | 0 | |
| 地域密着型介護料収入 | 0 | 0 | 0 | |
| (介護報酬収入) | 0 | 0 | 0 | |
| (利用者負担金収入) | 0 | 0 | 0 | |
| 居宅介護支援介護料収入 | 21,080,000 | 21,149,085 | △ 69,085 | |
| 介護予防・日常生活支援総合事業収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 利用者等利用料収入 | 0 | 0 | 0 | |
| その他の事業収入 | 42,038,000 | 42,038,000 | 0 | |
| (保険等査定減) | 0 | 0 | 0 | |
| 障害福祉サービス等事業収入 | 0 | 0 | 0 | |
| その他の事業収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 借入金利息補助金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 借入金利息補助金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 経常経費寄附金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 経常経費寄附金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 受取利息配当金収入 | 200 | 447 | △ 247 | |
| 受取利息配当金収入 | 200 | 447 | △ 247 | |
| その他の収入 | 90,000 | 120,960 | △ 30,960 | |
| 受入研修費収入 | 90,000 | 120,960 | △ 30,960 | |
| 利用者等外給食費収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 雑収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 流動資産評価益等による資金増加額 | 0 | 0 | 0 | |
| 有価証券評価益 | 0 | 0 | 0 | |
| 有価証券売却益 | 0 | 0 | 0 | |
| 事業活動収入計(1) | 63,208,200 | 63,308,492 | △ 100,292 | |
| 支 出 | | | | |
| 人件費支出 | 44,471,000 | 44,588,206 | △ 117,206 | |
| 役員報酬支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 職員給料支出 | 26,844,000 | 26,852,078 | △ 8,078 | |
| 職員賞与支出 | 5,302,000 | 5,302,179 | △ 179 | |
| 非常勤職員給与支出 | 5,337,000 | 5,302,286 | 34,714 | |
| 派遣職員費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 退職給付支出 | 788,000 | 927,740 | △ 139,740 | |
| 法定福利費支出 | 6,200,000 | 6,203,923 | △ 3,923 | |
| 事業費支出 | 324,000 | 495,047 | △ 171,047 | |
| 給食費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 介護用品費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 医薬品費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 保健衛生費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 医療費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 被服費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 教養娯楽費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 日用品費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 保育材料費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 本人支給金支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 水道光熱費支出 | 152,000 | 144,313 | 7,687 | |
| 燃料費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 消耗器具備品費支出 | 0 | 20,148 | △ 20,148 | |
| 保険料支出 | 3,000 | 2,968 | 32 | |
| 賃借料支出 | 14,000 | 13,992 | 8 | |
| 葬祭費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 車輦費支出 | 155,000 | 313,626 | △ 158,626 | |
| 管理費返還支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 〇〇費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 雑支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 事務費支出 | 13,194,000 | 13,319,874 | △ 125,874 | |
| 福利厚生費支出 | 124,000 | 123,981 | 19 | |
| 職員被服費支出 | 50,000 | 62,000 | △ 12,000 | |
| 旅費交通費支出 | 62,000 | 58,672 | 3,328 | |
| 研修研究費支出 | 46,000 | 50,390 | △ 4,390 | |
| 事務消耗品費支出 | 163,000 | 157,227 | 5,773 | |
| 印刷製本費支出 | 30,000 | 28,884 | 1,116 | |
| 水道光熱費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 燃料費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 修繕費支出 | 40,000 | 36,980 | 3,020 | |
| 通信運搬費支出 | 780,000 | 859,952 | △ 79,952 | |
| 会議費支出 | 10,000 | 11,236 | △ 1,236 | |
| 広報費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 業務委託費支出 | 11,800,000 | 11,836,147 | △ 36,147 | |
| 手数料支出 | 3,000 | 3,320 | △ 320 | |
| 保険料支出 | 8,000 | 7,908 | 92 | |
| 賃借料支出 | 5,000 | 4,521 | 479 | |
| 土地・建物賃借料支出 | 5,000 | 9,936 | △ 4,936 | |
| 租税公課支出 | 2,000 | 2,000 | 0 | |
| 保守料支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 渉外費支出 | 4,000 | 4,320 | △ 320 | |
| 諸会費支出 | 62,000 | 62,400 | △ 400 | |
| 〇〇費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 雑支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 授産事業支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 授産事業支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 利用者負担軽減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 利用者負担軽減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 支払利息支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 支払利息支出 | 0 | 0 | 0 | |
| その他の支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 利用者等外給食費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 雑支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 流動資産評価損等による資金減少額 | 0 | 0 | 0 | |
| 有価証券売却損 | 0 | 0 | 0 | |
| 資産評価損 | 0 | 0 | 0 | |
| 徴収不能額 | 0 | 0 | 0 | |
| 事業活動支出計(2) | 57,989,000 | 58,403,127 | △ 414,127 | |
| 事業活動資金収支差額 (3=1-2) | 5,219,200 | 4,905,365 | 313,835 | |
| 施設整備等による収支 | | | | |
| 取 入 | | | | |

サービス区分 資金収支計算書
(自)平成30年 4月 1日 (至)平成31年 3月31日

法人名：社会福祉法人 三育ライフ
拠点区分名：シャローム東久留米拠点
サービス区分名：東久留米中部包括支援センター

(単位：円)

| 勘 定 科 目 | 予 算 (A) | 決 算 (B) | 差 異 (A)-(B) | 備 考 |
|--------------------|-----------|-----------|-------------|-----|
| 施設整備等補助金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 施設整備等補助金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 設備資金借入金元金償還補助金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 施設整備等寄附金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 施設整備等寄附金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 設備資金借入金元金償還寄附金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 設備資金借入金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 設備資金借入金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 固定資産売却収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 車輛運搬具売却収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 器具及び備品売却収入 | 0 | 0 | 0 | |
| その他の施設整備等による収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 施設整備等収入計(4) | 0 | 0 | 0 | |
| 支 出 | | | | |
| 設備資金借入金元金償還支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 設備資金借入金元金償還支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 固定資産取得支出 | 602,000 | 601,678 | 322 | |
| 土地取得支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 建物取得支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 車輛運搬具取得支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 器具及び備品取得支出 | 602,000 | 601,678 | 322 | |
| その他の固定資産取得支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 固定資産除却・廃棄支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 固定資産除却・廃棄支出 | 0 | 0 | 0 | |
| ファイナンス・リース債務の返済支出 | 0 | 0 | 0 | |
| ファイナンス・リース債務の返済支出 | 0 | 0 | 0 | |
| その他の施設整備等による支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 長期未払金支出 | 0 | 0 | 0 | |
| その他の支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 施設整備等支出計(5) | 602,000 | 601,678 | 322 | |
| 施設整備等資金収支差額(6=4-5) | △ 602,000 | △ 601,678 | △ 322 | |
| その他の活動による収支 | | | | |
| 収 入 | | | | |
| 長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 長期運営資金借入金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 長期運営資金借入金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 長期貸付金回収収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 長期貸付金回収収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 投資有価証券売却収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 投資有価証券売却収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 積立資産取崩収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 退職給付引当資産取崩収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 長期預り金積立資産取崩収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 移行時特別積立資産取崩収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 移行時減価償却特別積立資産取崩収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 施設整備等積立資産取崩収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 修繕積立資産取崩収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 事業区分間長期借入金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 事業区分間長期借入金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 拠点区分間長期借入金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 拠点区分間長期借入金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| サービス区分間長期借入金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| サービス区分間長期借入金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 事業区分間長期貸付金回収収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 事業区分間長期貸付金回収収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 拠点区分間長期貸付金回収収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 拠点区分間長期貸付金回収収入 | 0 | 0 | 0 | |
| サービス区分間長期貸付金回収収入 | 0 | 0 | 0 | |
| サービス区分間長期貸付金回収収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 事業区分間繰入金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 事業区分間繰入金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 拠点区分間繰入金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 拠点区分間繰入金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| サービス区分間繰入金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| サービス区分間繰入金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| その他の活動による収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 長期預り金収入 | 0 | 0 | 0 | |
| その他の活動収入計(7) | 0 | 0 | 0 | |
| 支 出 | | | | |
| 長期運営資金借入金元金償還支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 長期運営資金借入金元金償還支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 長期貸付金支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 長期貸付金支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 投資有価証券取得支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 投資有価証券取得支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 積立資産支出 | 483,000 | 482,610 | 390 | |
| 退職給付引当資産支出 | 483,000 | 482,610 | 390 | |
| 長期預り金積立資産支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 施設整備等積立資産支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 修繕積立資産支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 事業区分間長期貸付金支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 事業区分間長期貸付金支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 拠点区分間長期貸付金支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 拠点区分間長期貸付金支出 | 0 | 0 | 0 | |
| サービス区分間長期貸付金支出 | 0 | 0 | 0 | |
| サービス区分間長期貸付金支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 事業区分間長期借入金返済支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 事業区分間長期借入金返済支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 拠点区分間長期借入金返済支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 拠点区分間長期借入金返済支出 | 0 | 0 | 0 | |
| サービス区分間長期借入金返済支出 | 0 | 0 | 0 | |
| サービス区分間長期借入金返済支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 事業区分間繰入金支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 事業区分間繰入金支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 拠点区分間繰入金支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 拠点区分間繰入金支出 | 0 | 0 | 0 | |
| サービス区分間繰入金支出 | 0 | 0 | 0 | |
| サービス区分間繰入金支出 | 0 | 0 | 0 | |
| その他の活動による支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 長期預り金支出 | 0 | 0 | 0 | |
| その他の活動支出計(8) | 483,000 | 482,610 | 390 | |

サービス区分 資金収支計算書
 (自)平成30年 4月 1日 (至)平成31年 3月31日

法人名：社会福祉法人 三育ライフ
 拠点区分名：シャローム東久留米拠点
 サービス区分名：東久留米中部包括支援センター

(単位：円)

| 勘 定 科 目 | 予 算 (A) | 決 算 (B) | 差 異 (A)-(B) | 備 考 |
|-------------------------|------------|-----------|-------------|-----|
| その他の活動資金収支差額 (9=7-8) | △ 483,000 | △ 482,610 | △ 390 | |
| 予備費支出(10) | 0 | | 0 | |
| 当期資金収支差額合計(11=3+6+9-10) | 4,134,200 | 3,821,077 | 313,123 | |
| 前期末支払資金残高(12) | 21,598,171 | 68,650 | 21,529,521 | |
| 当期末支払資金残高(11+12) | 25,732,371 | 3,889,727 | 21,842,644 | |

31年度 事業計画(中部地域包括支援センター)

| | 契約内容 | 目的 | 具体的計画 | 期待される効果 |
|--------------|------------------------------------|---|--|---|
| 介護予防ケアマネジメント | 介護予防及び日常生活支援を目的とした、適切なサービス提供のための援助 | 介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況に応じて、本人の選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等のほか一般介護予防事業も含め、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 一般介護予防事業を広く周知し、参加を促す。 自主グループに1回/年ははりハ職や栄養士が派遣されるよう各グループと連携していく。 自主サークルを概ね3ヶ月に一度は巡回し、基本チェックリストを活用しながらフレイル状態の高齢者を早期発見し、個々の状態に応じて介護予防(支援強化型)に繋げる。 自立支援・重度化防止に資する観点の地域ケア個別会議を年6回開催する。 総合事業における支援強化型や支え合いサービスを含む介護予防サービス・支援計画書の作成について、三包括合同の勉強会を開催する。 | 介護予防や自立支援の視点から、早期の段階で適切なケアマネジメントを行うことで重度化を防止できる。地域のニーズや高齢者の実情に応じたサービスを提供することができる。 |
| 総合相談 | 地域におけるネットワーク構築 | 孤独・孤立化の予防、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できる。 ①地域の社会資源やニーズの把握 ②地域における関係者のネットワーク構築 | 高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる様、必要な医療、介護、福祉サービスを一体的に提供し、全ての世代で支え・支えられる地域を作る。 | 介護予防の取り組みの協力や、高齢者の見守りと問題の早期発見につながる。必要なタイミングで柔軟なサービス提供が可能になる。個別のニーズに対して必要な社会資源を生み出すきっかけができる。 |
| | 地域の高齢者の実態把握 | ①ネットワークを活用した情報が得られやすい体制の構築 ②ネットワークを活用した地域活動への積極的な訪問・参加による情報収集 ③高齢者への個別訪問活動 ④当事者、家族、近隣者からの情報収集 | <ul style="list-style-type: none"> 本町4丁目、幸町1丁目において「あんしん調査」を実施する。 自治会、老人クラブ、民生委員等の地域の方との連携を取る。 みまもり協力機関の発掘と連携 市役所と地域課題の共有を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 本町および幸町地区の高齢者の生活実態やニーズ等を把握することにより、早い段階でのフォローが可能となる。 みまもり協力機関と連携を取り、見守りの体制を構築することにより、安心して生活を送ることができる。 |
| | 総合相談 | ①初期段階での相談対応 ②継続的・専門的な相談支援 | <ul style="list-style-type: none"> 訪問による相談や情報収集 支援計画の策定 サービス提供機関や専門相談機関へのつなぎ 継続支援のためのモニタリング | 初期相談窓口として、各種相談に幅広く総合的に対応し、必要なサービスや制度を紹介することで解決に導くことができる。 |
| 権利擁護 | 成年後見制度の活用促進 | 成年後見や権利擁護の必要性を見極め、適切に関係機関につなげ、活用促進を行う。 ①成年後見制度の相談対応及び手続きの説明 ②申立てに当たっての関係機関の紹介 ③市長申立へのつなぎ ④市や関係機関と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報 | <ul style="list-style-type: none"> 認知機能低下の場合、医療面や生活機能面で情報収集し、認知症疾患センター等への受診をすすめ、情報把握をすることで制度へつなげる。 判断能力の低下した高齢者に必要な制度活用を促進する。 成年後見制度推進機関検討委員会に参加し、社協及び関係機関との連携を図る。 | 一人暮らし高齢者、または、同居家族に対して制度利用につながり安心して生活を送ることができる。ケアマネジャー等支援する者と共に「本人情報シート」の活用ができる。 |
| | 老人福祉施設等への措置の支援 | ①緊急対応の必要性の判断 ②老人福祉法上の措置が必要と判断した場合の市への報告と連携 ③措置実施後の状況把握 | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の判断能力や虐待等の状況を見極め、緊急の対応が必要となる場合は、市に相談をする。 措置後の状況確認と施設との連携を図る。 | 的確な緊急時の判断のもと、高齢者の人権を守るように支援をし、その後の生活状況も確認することができる。 |
| | 高齢者虐待の防止と養護者の支援 | 高齢者虐待防止法に基づき、速やかに適切な対応を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 虐待マニュアルに則り、進捗管理表上で管理しながら速やかに高齢者の状況を把握し、市と連携を取りながら適切に対応する。 毎日のミーティングで、ケースの共有化を図り、センターとしての方針を検討していく。 | 迅速に対処し、本人の意思決定に配慮しつつ人権を守ることができる。ケアマネジャー等と協働し、居宅プラン・包括プランに虐待を防止する視点を反映させることができる。方針を立てて可能な限り短期的な解決を目指すことができる。 |
| | 困難事例への対応 | 実態把握のうえ、専門職が連携して対応していく。 | <ul style="list-style-type: none"> 速やかに高齢者の状況を把握し、市と連携を取りながら適切に対応する。 毎日のミーティングで、ケースの共有化を図り、センターとしての方針を検討する。 | 個別課題解決の事例を集積し、センターとして困難事例の解決のための資源、ノウハウを集めることができる。迅速な対応を図ることにより、安心して生活を送ることができる。 |
| | 消費者被害の防止 | 消費者被害を防止する。 ①各専門団体や機関との連携による消費者被害情報の把握 ②消費者被害情報の地域の民生委員、介護支援専門員等への情報提供 ③被害実態を把握した場合の市町村や関係機関との連携 | <ul style="list-style-type: none"> 警察署や消費者センターからの情報を確認する。 注意喚起を行う。 被害の回復のための機関を紹介する。 認知機能低下の場合、医療面や生活機能面で情報収集し、認知症疾患センター等への受診の支援へつなげるなどして情報把握に努める。 | 消費者被害を未然に防ぐ事ができる。また、起こってしまった被害に対しては再発の防止に努めることができる。適切なプランに基づいたフォーマル、インフォーマルサービスでみまもり機能を充実させることができる。 |

| | 契約内容 | 目的 | 具体的計画 | 期待される効果 |
|----------------|----------------------|---|--|--|
| 包括的継続的ケアマネジメント | 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築 | 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができる様、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働などにより連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的、継続的ケアマネジメントの実現の為、地域における連携、協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援などを行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 医療機関・施設等の機能を理解し適切につなぐことができるよう、情報共有と連携支援を行う。 自立支援・重度化防止に資する視点を持って様々な制度や社会資源を活用できるよう、生活支援コーディネーターとも情報共有をしつつ連携支援を行う。 | 介護支援専門員と情報共有、連携支援を行うことで、個々の高齢者が状態に応じて入院・入所を選択しながらも住み慣れた地域で暮らし続けることができる。 |
| | 介護支援専門員のネットワークの活用 | 地域の介護支援専門員の情報交換等を行う場の設定など、ネットワーク構築と活用を行う。 | ・ケアマネ地区懇談会や主任ケアマネ連絡会が主催する勉強会などで介護支援専門員同士の情報交換や協力体制を強化する。 | <ul style="list-style-type: none"> 事業所の枠を超えて情報交換・共有することで介護支援専門員の知識や応用力を高めることができる。 包括と介護支援専門員のネットワークを強化できる。 |
| | 介護支援専門員に対する個別支援 | 日常業務の個別指導・相談への対応を行う。 ①介護支援専門員に対する個別の相談窓口の設置 ②個別のケアプランの作成技術の指導 ③必要に応じ、関係機関とも連携の上、事例検討会や研修の実施と制度や施策に関する情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> 困難ケースへの指導・助言を行う。 個別のケアプランの作成や運営基準順守の視点からの指導・助言を行う。 ケアマネ地区懇談会を3回開催：内容は自立支援・重度化防止に焦点を置いた勉強会や事例検討会、情報提供等。 | <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員が抱えている課題や問題点を知り、ケアマネの特性を把握できる。 介護支援専門員に必要な知識や視点を広く伝えることができる。 |
| | 地域ケア会議開催 | ①地域ケア個別会議の開催 ②地域ケア推進会議の開催 | ①困難ケース：認知症や在宅療養に課題のあるケース等の会議：年2回。 自立支援・重度化防止に資する会議：年6回。 ②地域ケア個別会議で出た地域に共通する問題を地域ケア推進会議（第二層協議体会議）で検討する。：年2回。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域を含む多職種で検討することで自立支援に向けたケアマネジメントができる。 地域住民が興味を持ちながら課題解決に向けた取り組みを行うことができる。 地域の情報を共有化できる。 |
| 認知症地域支援・ケア向上 | 関係機関や関係者との連携 | 認知症のご本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける体制の構築を推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> 前田病院との日頃からの連携と認知症カフェ実施時の協力 認知症サポーター養成講座やステップアップ講座を行う。(9月) ※児童(三小もしくは五小)を対象に開催の働きかけを行う。 ※ステップアップ講座を経て地域の活動につなげられる。目標5名 ・第二層協議体会議にて認知症高齢者の見守りについて働きかける。 ・PRステッカー貼付協力依頼：目標3件 ・介護の日のイベントへの協力 ・認知症初期集中支援チームの利用 | <ul style="list-style-type: none"> 認知症推進員を中心に、さまざまな活動を行い、みまもりの目を増やすことで認知症高齢者が安心して生活することができる。 ・初期集中支援チームを活用することで、認知症の早期診断・早期対応ができる。 |
| | 本人や家族の相談支援体制構築 | 地域の認知症の人が、住んでいる地域でよりよく生活するための環境づくりと、認知症の方の家族を支える体制を構築する。 | <ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者や家族が必要な医療や介護サービスを受けられるように、認知症ケアパスの活用やケア体制の構築に努める。 ・認知症家族会を開催し、家族同士の交流を図り、同じ境遇の人と話すことで少しでも気持ちが楽になれる様な場を作る。 ・認知症カフェと連携し、情報の共有を図る。 | 認知症介護の家族の孤立防止、精神的負担の軽減、認知症高齢者の居場所作り、介護者への支援、地域の認知症理解の促進ができる。 |
| 任意事業 | みまもりネットワーク運営 | 一人暮らし等のみまもり体制の構築に向けて、その協力員・協力機関に対し、研修等を通じて認知症に関する知識の普及・啓発を図るとともに、対象者の状況把握やみまもり状況の把握を行うものである。 | <ul style="list-style-type: none"> ・年1回(7月)みまもり協力員連絡会等を行い、みまもり協力員との連携を図る。 ・第二層協議体でみまもり体制について検討する。 ・自治会等で行われている認知症カフェ等に顔を出し情報交換を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の視点を踏まえて地域課題を抽出し、個別課題解決のため解決事例や資源を把握することができる。 ・協力員、協力機関の連携が強化される。 |
| | 認知症介護者家族会開催 | 認知症高齢者を介護する家族の交流を通し、認知症の理解と介護の孤立感の軽減を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・家族の会を2か月に1回開催する。 ・相談者やケアマネに情報提供を行う。 ・対話の技法を取り入れた働きかけを行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護者の心身の負担を軽減し、地域で安心して生活を送ることができる。 ・対話技法を学ぶことができ、生活の中に生かすことができる。 ・個別課題から地域資源とつなげることができる。 |
| | 住宅改修・福祉用具購入支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具・住宅改修に関する助言・相談・情報提供の実施 ・住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由が分かる書類等の作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供の実施及び助言。 ・支給申請に係る理由書等の作成。 ・住宅改修業者の適正な選択ができるように複数の事業所の紹介をする。 | スムーズに住宅の環境を整え、安心して生活することができる。 |

| | 契約内容 | 目的 | 具体的計画 | 期待される効果 |
|--------------|---|--|--|--|
| 生活支援コーディネーター | 介護予防・生活支援サービスのコーディネーター | ①生活支援・介護予防サービスの把握及び創出 ②支援ニーズの把握 ③支援ニーズに即したサービス提供主体の紹介 ④多様な事業主体間のネットワークの構築 | 自治会、民生委員、老人クラブ、既存の活動グループの集まりに参加し、情報収集を行う。 アンケートの活用や会議を行ない、地域課題を把握し、資源の創出、ネットワーク構築を進めていく。 | ・地域との連携を強くし、様々な社会資源を知ることができる。 ・地域住民が適切な地域資源サービスを受けながら、在宅生活を安心して続けることができる。 |
| | 協議体との連携・協働 | ①高齢者の支え合い ②見守りネットワークの構築 ③介護予防の取り組み | 第二層協議体会議を開催し、地域住民とともに地域の課題を共有し、安心して生活を送れるネットワーク作りを行っていく。顔の見える関係作りを行う。 ・第1回：本町地区（自治会、商店街）、幸町 ・第2回：本町地区（ふらっとカフェ、ひょうたん島、明治薬科、富士ヶ丘自治会集会所の活用） | ・地域住民の介護予防、支援体制の充実を図れる。 ・地域住民と地域課題の解決を一緒に考えていくことができる。 |
| | サービス・支援の担い手となるボランティア等の養成 | 地域ネットワーク構築のための人材を確保する。 | ・過去の介護予防事業参加者、シャキシャキ、体づくり、脳の健康教室、お楽しみ測定会、元気高齢者の中から、人材発掘につなげる。 ・あんしん調査の際に人材発掘を行う。 ・認知症サポーターとの連携を図る。 ・地域活動団体、自治会などに訪問し、人材発掘を行う。 | ・地域活動や介護予防、日常生活支援の担い手となる人を増やす。 ・地域の様々な活動を選択することができ、介護予防に取り組むことができる。 |
| | 地域包括支援センター及び地域の関係諸団体との情報提供及び連携、協働による取り組みの推進のための連絡会（第二層協議体）の開催及び運営 | 地域ネットワーク構築、社会資源の発掘・創成。 | ・各種関係機関との情報共有（社会資源、人材等） ・立ち上げ時に包括が関わってこなかった、既存の活動グループとの交流や情報交換。 ・ボランティア活動や地域貢献をされている方とのネットワーク作り。 | ・高齢者の地域参加促進 ・介護保険サービスに代わる資源の活用と地域活性化の促進 |
| | その他、必要に応じた市及び地域包括支援センターと協議した業務 | 地域住民への情報の見える化。 | ・社会資源のマッピング ・グループリーダー支援（相談会、意見交換会等） ・自主グループガイドブックの作成 | ・近くにどのようなグループがあり、いつ活動が行われているか、簡単にわかるツールがあることにより、気軽に地域のサークル等に参加することができる。 ・自主グループを管理しているリーダー層の方々と連携を取ることができる。 |
| 職員体制 | 業務遂行にあたっての職員体制の構築 | 地域包括業務の充実を図る | ・ケースの増加に対応できる様、職員の体制を構築する。 ・多岐にわたる業務に対して、確実且つ迅速に遂行を図る。 | ・様々な相談に対し、迅速に対応できる様になる。 ・困難ケースについては2人の職員を配置することで、それぞれの専門職の特性を活かした対応が可能となる。 |
| | 職員体制の見直し（担当分け） | 専門職としての動機づけ | センター長を中心として、各業務において、専門職一人一人の能力が最大限発揮できる様、適切に配置する。 | ・専門職としての力を発揮することができる。 |
| | スキルアップ | 専門職としての質の向上を図る | 各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、計画の策定及びソーシャルワーク等の技術等に関し自己研さんに努めることで、資質の向上を図ることができる。 | ・介護保険における要支援者が適切にサービスを利用することができる。 ・困難・虐待ケースの対応、ケアマネジメントの理解を深めることができる。 ・相談援助技術が向上することにより、サービス機関や制度の案内のみならず、相談者の状態に応じた柔軟な対応が可能となる。 |

東久留米市地域包括支援センターにかかる公正・中立性に関する評価基準（令和元年度）

東久留米市西部地域包括支援センター

| | 評価項目 | 区分 | 評価基準 | 確認欄 | |
|-----------------|---|--|--|--|---|
| 設置状況 | 1. 併設サービス提供事業部門がある場合、仕切りの設置等によるサービスとマネジメントの分離ができています。 | 達成 | ・地域包括支援センター（以下、「センター」という）が占有する事務室である。 | ○ | |
| | | | ・センターは他の事業部門と同室、もしくは近接しているが、仕切り等により物理的に分離されている。 | ○ | |
| | | 未達成 | ・センターが他の事業部門と同室、もしくは近接しており、特段の分離策も施されていない。 | | |
| 情報管理 | 1. 文書や電子情報を他部門から分離して管理されている。 | 達成 | ・書類保管庫が施錠され、パソコンはパスワード管理されており、他の事業部門との情報分離が図られている。 | ○ | |
| | | 未達成 | ・文書や電子情報について、他の事業部門から分離された管理が図られていない。 | | |
| 広報活動 | 1. リーフレット等、センターを紹介する媒体において法人のPRを行っていない。 2. 電話対応時等において、センター名を名乗っている（法人名を名乗らない）。 | 達成 | ・センターを紹介する媒体において、法人や法人の他の部門のPRを行っていない。 | ○ | |
| | | | ・電話対応時等において、センター名のみを名乗り、母体施設名等を名乗っていない。 | ○ | |
| 介護予防ケアマネジメント（※） | 介護予防訪問介護 | 1. 介護予防訪問介護に関し、正当な理由なく、特定の事業所に偏った利用をしていない。 | 達成 | ・利用率はいずれの介護予防訪問介護事業所においても80%未満である。 | ○ |
| | | | | ・80%を超える利用率の介護予防訪問介護事業所があるが、正当な理由によるものである。 | |
| | 介護予防通所介護 | 1. 介護予防通所介護に関し、正当な理由なく、特定の事業所に偏った利用をしていない。 | 達成 | ・利用率はいずれの介護予防通所介護事業所においても80%未満である。 | ○ |
| | | | | ・80%を超える利用率の介護予防通所介護事業所があるが、正当な理由によるものである。 | |
| 介護予防訪問介護 | 1. 介護予防訪問介護に関し、正当な理由なく、特定の事業所に偏った利用をしていない。 | 未達成 | ・正当な理由なく、特定の介護予防訪問介護事業所を80%以上の利用率で利用している。 | | |
| | | | 未達成 | ・正当な理由なく、特定の介護予防通所介護事業所を80%以上の利用率で利用している。 | |

※1 正当な理由は、以下に該当するものとする。

ア 判定期間の1月当たりの平均プラン数が20件以下である場合

イ 判定期間の1月当たりの該当のサービスの平均プラン数が5件未満である場合

ウ 適切なマネジメントを通じ、利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者に集中した場合

※2 利用率の判定は、以下によるものとする。

特定の介護予防訪問（通所）介護事業所を位置付けたプラン数／介護予防訪問（通所）介護を位置付けたプラン数

サービス区分 資金収支計算書

(自)平成30年 4月 1日 (至)平成31年 3月31日

法人名 : 社会福祉法人 竹恵会
 拠点区分名 : 指定介護老人福祉施設 けんちの里
 サービス区分名 : 東久留米市西部地域包括支援センター

1頁
(単位: 円)

| 勘 定 科 目 | 予 算 (A) | 決 算 (B) | 差 異 (A) - (B) |
|-------------------|------------|------------|---------------|
| 事業活動による収支 | | | |
| 収 入 | | | |
| 介護保険事業収入 | 66,386,000 | 66,566,201 | △ 180,201 |
| 居宅介護支援介護料収入 | 21,700,000 | 21,880,201 | △ 180,201 |
| 介護予防支援介護料収入 | 21,700,000 | 21,880,201 | △ 180,201 |
| 利用者等利用料収入 | 0 | 0 | 0 |
| その他の利用料収入 | 0 | 0 | 0 |
| 他利用料収入(その他) | 0 | 0 | 0 |
| その他の事業収入 | 44,686,000 | 44,686,000 | 0 |
| 受託事業収益(公費) | 44,686,000 | 44,686,000 | 0 |
| 借入金利息補助金収入 | 0 | 0 | 0 |
| 経常経費寄附金収入 | 0 | 0 | 0 |
| 受取利息配当金収入 | 0 | 0 | 0 |
| その他の収入 | 2,000 | 60,126 | △ 58,126 |
| 受入研修費収入 | 2,000 | 27,920 | △ 25,920 |
| 利用者等外給食収入 | 0 | 1,320 | △ 1,320 |
| 雑収入 | 0 | 30,886 | △ 30,886 |
| その他の雑収入 | 0 | 30,886 | △ 30,886 |
| 流動資産評価益等による資金増加額 | 0 | 0 | 0 |
| 事業活動収入計(1) | 66,388,000 | 66,626,327 | △ 238,327 |
| 支 出 | | | |
| 人件費支出 | 43,045,000 | 42,006,855 | 1,038,145 |
| 職員給料支出 | 24,964,000 | 24,348,620 | 615,380 |
| 職員賞与支出 | 4,610,000 | 4,602,600 | 7,400 |
| 非常勤職員給与支出 | 7,000,000 | 6,788,891 | 211,109 |
| 退職給付支出 | 1,331,000 | 1,130,060 | 200,940 |
| 共済会退職金(東社協) | 196,000 | 195,560 | 440 |
| 退職共済掛金 | 1,135,000 | 934,500 | 200,500 |
| 法定福利費支出 | 5,140,000 | 5,136,684 | 3,316 |
| 事業費支出 | 1,621,000 | 1,615,513 | 5,487 |
| 保健衛生費支出 | 1,000 | 1,100 | △ 100 |
| 水道光熱費支出 | 1,340,000 | 1,241,400 | 98,600 |
| 電気代 | 502,000 | 443,800 | 58,200 |
| ガス代 | 298,000 | 288,100 | 9,900 |
| 水道代 | 540,000 | 509,500 | 30,500 |
| 消耗器具備品費支出 | 20,000 | 11,100 | 8,900 |
| 保険料支出 | 50,000 | 48,740 | 1,260 |
| 賃借料支出 | 180,000 | 235,005 | △ 55,005 |
| 車輛費支出 | 30,000 | 45,679 | △ 15,679 |
| 雑支出 | 0 | 32,489 | △ 32,489 |
| 事務費支出 | 7,926,000 | 7,871,943 | 54,057 |
| 福利厚生費支出 | 210,000 | 204,230 | 5,770 |
| 旅費交通費支出 | 5,000 | 3,600 | 1,400 |
| 研修研究費支出 | 70,000 | 62,524 | 7,476 |
| 研修参加費支出 | 54,000 | 50,500 | 3,500 |
| 研修旅費支出 | 16,000 | 12,024 | 3,976 |
| 事務消耗品費支出 | 200,000 | 222,548 | △ 22,548 |
| 印刷製本費支出 | 0 | 0 | 0 |
| 修繕費支出 | 100,000 | 16,914 | 83,086 |
| 通信運搬費支出 | 600,000 | 596,076 | 3,924 |
| 会議費支出 | 0 | 0 | 0 |
| 広報費支出 | 240,000 | 271,800 | △ 31,800 |
| 業務委託費支出 | 6,000,000 | 6,004,111 | △ 4,111 |
| 手数料支出 | 25,000 | 22,274 | 2,726 |
| 土地・建物賃借料支出 | 120,000 | 120,000 | 0 |
| 租税公課支出 | 11,000 | 10,800 | 200 |
| 保守料支出 | 230,000 | 233,528 | △ 3,528 |
| 渉外費支出 | 5,000 | 2,932 | 2,068 |
| 諸会費支出 | 70,000 | 62,400 | 7,600 |
| 雑支出 | 40,000 | 38,206 | 1,794 |
| その他雑支出 | 40,000 | 38,206 | 1,794 |
| 利用者負担軽減額 | 0 | 0 | 0 |
| 支払利息支出 | 0 | 0 | 0 |
| その他の支出 | 0 | 0 | 0 |
| 流動資産評価損等による資金減少額 | 0 | 0 | 0 |
| 事業活動支出計(2) | 52,592,000 | 51,494,311 | 1,097,689 |
| 事業活動資金収支差額(3=1-2) | 13,796,000 | 15,132,016 | △ 1,336,016 |

サービス区分 資金収支計算書

(自)平成30年 4月 1日 (至)平成31年 3月31日

法人名 : 社会福祉法人 竹恵会
 拠点区分名 : 指定介護老人福祉施設 けんちの里
 サービス区分名 : 東久留米市西部地域包括支援センター

2頁
(単位:円)

| 勘定科目 | 予算(A) | 決算(B) | 差異(A)-(B) |
|-------------------------|------------|------------|-------------|
| 施設整備等による収支 | | | |
| 収入 | | | |
| 施設整備等補助金収入 | 0 | 0 | 0 |
| 施設整備等寄附金収入 | 0 | 0 | 0 |
| 設備資金借入金収入 | 0 | 0 | 0 |
| 固定資産売却収入 | 0 | 0 | 0 |
| その他の施設整備等による収入 | 0 | 0 | 0 |
| 施設整備等収入計(4) | 0 | 0 | 0 |
| 支出 | | | |
| 設備資金借入金元金償還支出 | 0 | 0 | 0 |
| 固定資産取得支出 | 360,000 | 0 | 360,000 |
| 器具及び備品取得支出 | 360,000 | 0 | 360,000 |
| 固定資産除却・廃棄支出 | 0 | 0 | 0 |
| ファイナンス・リース債務の返済支出 | 0 | 0 | 0 |
| その他の施設整備等による支出 | 0 | 0 | 0 |
| 施設整備等支出計(5) | 360,000 | 0 | 360,000 |
| 施設整備等資金収支差額(6=4-5) | △ 360,000 | 0 | △ 360,000 |
| その他の活動による収支 | | | |
| 収入 | | | |
| 長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 | 0 | 0 | 0 |
| 長期運営資金借入金収入 | 0 | 0 | 0 |
| 長期貸付金回収収入 | 0 | 0 | 0 |
| 投資有価証券売却収入 | 0 | 0 | 0 |
| 積立資産取崩収入 | 195,000 | 195,560 | △ 560 |
| 退職給付引当資産取崩収入 | 195,000 | 195,560 | △ 560 |
| 事業区分間長期借入金収入 | 0 | 0 | 0 |
| 拠点区分間長期借入金収入 | 0 | 0 | 0 |
| 事業区分間長期貸付金回収収入 | 0 | 0 | 0 |
| 拠点区分間長期貸付金回収収入 | 0 | 0 | 0 |
| 事業区分間繰入金収入 | 0 | 0 | 0 |
| 拠点区分間繰入金収入 | 0 | 0 | 0 |
| サービス区分間繰入金収入 | 0 | 0 | 0 |
| その他の活動による収入 | 0 | 0 | 0 |
| その他の活動収入計(7) | 195,000 | 195,560 | △ 560 |
| 支出 | | | |
| 長期運営資金借入金元金償還支出 | 0 | 0 | 0 |
| 長期貸付金支出 | 0 | 0 | 0 |
| 投資有価証券取得支出 | 0 | 0 | 0 |
| 積立資産支出 | 530,000 | 528,080 | 1,920 |
| 退職給付引当資産支出 | 530,000 | 528,080 | 1,920 |
| 事業区分間長期貸付金支出 | 0 | 0 | 0 |
| 拠点区分間長期貸付金支出 | 0 | 0 | 0 |
| 事業区分間長期借入金返済支出 | 0 | 0 | 0 |
| 拠点区分間長期借入金返済支出 | 0 | 0 | 0 |
| 事業区分間繰入金支出 | 0 | 0 | 0 |
| 拠点区分間繰入金支出 | 0 | 0 | 0 |
| サービス区分間繰入金支出 | 0 | 0 | 0 |
| その他の活動による支出 | 0 | 0 | 0 |
| その他の活動支出計(8) | 530,000 | 528,080 | 1,920 |
| その他の活動資金収支差額(9=7-8) | △ 335,000 | △ 332,520 | △ 2,480 |
| 予備費支出(10) | 0 | — | 0 |
| 当期資金収支差額合計(11=3+6+9-10) | 13,101,000 | 14,799,496 | △ 1,698,496 |
| 前期末支払資金残高(12) | 62,390,000 | 62,390,997 | △ 997 |
| 当期末支払資金残高(11+12) | 75,491,000 | 77,190,493 | △ 1,699,493 |

| 31年度 事業計画(西部地域包括支援センター) | | | | |
|-------------------------|--|---|---|--|
| | 契約内容 | 目的 | 具体的計画 | 期待される効果 |
| 介護予防ケア マネジメント | 介護予防及び日常生活支援を目的とした、適切なサービス提供のための援助 | 要介護状態になることをできる限り防ぐ、遅らせる。 また、「要支援状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れる。 | 適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいけるよう、ケアプランを作成する。 | ●健康を維持できる。 ●住み慣れた地域で長く暮らすことができる。 ●生活の質を維持・向上できる。 ●地域の中で生きがいや役割を持って生活できる。 |
| | 地域におけるネットワーク構築 | 支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止する | あんしん生活調査・第二層協議体・その他総合相談・権利擁護事業等から①地域特性、課題をより具体的に把握する②地域の社会資源の把握、情報更新③地域のネットワークの把握、情報更新を行うことにより、「顔の見える関係」を築き、地域におけるネットワークがより広く強固になり、機能するよう働きかけていく。 | ●支援が必要な高齢者が早期に発見される。 ●地域住民による地域への関心の高まり、地域住民同士の見守り機能強化。 |
| | 総合相談 地域の高齢者の実態把握 | ①支援が必要な人を発見する ②地域ごとの課題やニーズを把握する 地域の潜在的な課題を発見し、予防的に支援することができる。 | ①下里団地にてあんしん生活調査を実施し、同時にアンケート調査も行うことにより、地域課題、地域特性を把握する。また、支援が必要な高齢者に対し、速やかに相談対応する。②①で得られた情報を分析し、次年度に地域課題を解決できるよう第二層協議体で検討していく。③みまもり協力員、民生委員、自治会等、各地域の関係者から情報を収集する。 | ●支援が必要な高齢者を発見し、支援に繋ぐことができる。 ●どのような課題やニーズを持った人が多いのかを把握でき、それによりターゲットを絞った事業の展開ができる。 |
| 総合相談 | 地域に住む高齢者に関するさまざまな相談をすべて受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローする。必要に応じ様々なサービスの調整を行う。 | ①訪問による相談や情報収集 ②支援計画の策定 ③サービス提供機関や専門相談機関へのつなぎ ④継続支援のためのモニタリング | ●地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができる。 ●あらゆるサービスの調整が可能となる。 | |
| 権利擁護 | 成年後見制度の活用促進 | 判断能力が不十分となった高齢者の権利が侵害されることなくその人らしく生活できる。 | ①成年後見制度の相談対応及び手続きの説明②申し立てに当たっての関係機関の紹介③市長申立へのつなぎ④市や関係機関と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報⑤成年後見制度推進機関検討委員会、成年後見制度初期対応ネットワーク会議に参加し、社会福祉協議会や他機関と情報共有、連携を図る | ●制度を利用することにより、高齢者の権利が侵害されることなく、尊厳ある生活を送ることができる。 ●制度の促進が進み、必要な人が早期に関係機関に繋がることができる。 |
| | 老人福祉施設等への措置の支援 | 本人の生命を保護し、安全を図る。 本人の人権を擁護する。 | ①緊急対応の必要性の判断 ②老人福祉法上の措置が必要と判断した場合の市への報告と連携 ③措置実施後の状況把握 | 尊厳ある生活や人権・権利を護る。 |
| | 高齢者虐待の防止と養護者の支援 | 高齢者の権利利益を擁護し、養護者に対しても虐待防止の観点から支援を行う。 | ①各機関と連携を取りながら、対応の中心的役割を果たしていく。 ②ケアマネ地域懇談会、みまもりネットワーク連絡会等、関係者や市民が集まる機会において、虐待のポイントや通報の必要性等を啓発していく。 | ●早期に高齢者虐待を発見することができる。 ●高齢者の尊厳を保った生活が維持できるようになる。 |
| | 困難事例への対応 | 地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援では十分に問題解決できない又は適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し安心して生活を行うことができる。 | ①迅速で丁寧な相談対応を行う。 ②様々なネットワークや制度を駆使し、各機関と連携して対応する。 ③各専門職が連携し、センター内で対応を検討する。 ④センター内で要因分析を行い、ケースの要因を地域課題として抽出する。 | 多様な課題を抱えている高齢者が地域で安心してその人らしい生活を継続することができる。 |
| | 消費者被害の防止 | 消費者被害の対応、未然防止、予防。 | ①各専門団体や機関との連携による消費者被害情報の把握 ②消費者被害情報の地域の民生委員、介護支援専門員等への情報提供 ③被害実態を把握した場合の市町村や関係機関との連携 ④地域での集まりで啓発活動をすると共に、高齢者虐待についても併せて啓発を行う(今まで実施していない地域に出向く) | 消費者被害の未然防止、被害拡大防止。 |

| | 契約内容 | 目的 | 具体的計画 | 期待される効果 |
|----------------|----------------------|--|---|--|
| 包括的継続的ケアマネジメント | 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築 | 複合的な課題を抱えている高齢者に対し、本人の機能やその人らしい自立した生活を継続するため、本人の意欲や適応能力などの維持や回復を図ることができる。課題の解決に有効だと考えられるあらゆる社会資源を自己決定に基づきコーディネートし、本人や家族が必要な時に必要な社会資源を切れ目なく活用できる。 | ①医療機関を含めた関係機関との連携体制の構築 ②地域の介護支援専門員と関係機関との連携支援 ③地域の介護支援専門員が様々な社会資源を活用できるための、地域の連携・協力体制の整備 | 高齢者が地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を維持できる。 |
| | 介護支援専門員のネットワークの活用 | 介護支援専門員同士が情報の共有等を行う。 | 地域の介護支援専門員の情報交換等を行う場の設定 ①ケアマネ地域懇談会の開催 ②第二層協議体、地域ケア個別会議等への参加を促す ③地域の居宅介護支援事業所と事例検討会等の共同開催 | ●介護支援専門員それぞれの意識を高める良い機会となる。 ●日頃抱える課題、悩み等を解決する場、きっかけとなる。 |
| | 介護支援専門員に対する個別支援 | 介護支援専門員をサポートすることで、利用者が地域でその人らしい生活を維持できるようになる。 | ①介護支援専門員に対し、随時同行訪問や、専門機関への繋ぎ等、個別の支援を行う ②利用者家族のアセスメント及び支援 ③個別のケアプランの作成技術の指導 ④地域ケア個別会議参加への促し | ●介護支援専門員の資質向上。 ●顔の見える相談しやすい関係となる。 ●結果的に高齢者へのサポートへととなり、高齢者の尊厳を保つことにも繋がる。 |
| | 地域ケア会議開催 | 高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくことにより地域包括ケアシステムの実現を図る。 | ①H30年度であんしん生活調査を行った下里地域を対象に第二層協議体を開催する(年3回) ②自立支援・重度化防止等に資する観点での個別会議への参加 ③認知症状に課題のあるケース、在宅療養に課題のあるケース、複合的に課題のあるケースの個別会議の開催 | 地域における尊厳あるその人らしい主体的な生活の継続を実現することを可能にする。 |
| 認知症地域支援・ケア向上 | 関係機関や関係者との連携 | 認知症のご本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける体制の構築。 | 認知症地域支援推進員を中心に ①認知症疾患医療センターである前田病院と相談員と密に情報交換を行っていく ②介護支援専門員に対し、行方不明になった方へのマニュアルの周知 ③脳の健康教室の関係者と情報共有をし、対象者のフォローアップを行う ④認知症初期集中支援チームの利用 ⑤児童や自治会等小さな単位も含め、幅広く認知症サポーター養成講座を開催する。また、ステップアップ講座を開催し、一歩踏み込んだ活動へ参加できる体制の構築を図る | 市民から各機関と幅広く連携することで、認知症の方が安心して生活できる地域となる。 |
| | 本人や家族の相談支援体制構築 | 認知症を発症しても家族介護者、要介護者がともに自分らしい人生や安心して生活を送ることができる体制の構築。 | ①認知症カフェ・つづじ会(認知症家族会)への参加に繋げる。 ②認知症カフェの立ち上げ推進、及び、既存のカフェに対するバックアップ。 | 認知症のご本人、家族、地域の人たちが気軽に集い、悩みを共有し合いながら、専門職に相談もできる場所となる。 |
| 任意事業 | みまもりネットワーク運営 | 一人暮らし等で日常生活に不安を抱えている高齢者の不安や孤立感を取り除き、いつまでも安心して住み慣れた地域で、自分らしく生活し続けていける。 | ①協力員・協力機関を対象に連絡会を開催する。連絡会を通じて認知症や高齢者虐待、地域で気になる方や家族に気付くポイント等に関する知識の普及・啓発を図る ②事業についての周知・制度利用のしやすさを目指し、地域の会議や集まり・総合相談等で説明する場面を増やしていく ③地域の介護支援専門員にも説明の機会を設け、担当していた利用者の逝去や入所・入院で一人になるのが心配な配偶者に対し、介護申請を勧めるのではなく当事業の利用も検討されるよう周知していく ④地域の高齢者のみまもり体制をより良くするために、みまもり協定機関とより連携をスムーズになることを目指し、社会福祉士連絡会で安否確認の連絡を受けた際の対応マニュアルの検討を行う。 ⑤みまもり情報シートを地域の会議、あんしん生活調査、介護支援専門員の集まりで配布し周知する ⑥みまもり情報シート活用試行を今年度行い、来年度に向けて活用しやすいシートの作成を目指す。併せて地域でのみまもり活動の啓発を行う ⑦対象者の状況把握やみまもり状況の把握を行う | ネットワークを通じて心配な高齢者の発見につながる。また、地域で高齢者が安心して生活できる。 |
| | 認知症介護者家族会開催 | 認知症の方を介護する家族に対し、介護に関する知識や技術について学習する機会を提供するとともに、日頃抱えている不安や心配ごとなどを気軽に話し合うことにより、その苦労をともに分かち合える介護者相互の交流等を促すことを目的とする。 | ①奇数月につづじ会(認知症介護者家族会)を開催する。 ②相談対象者、介護支援専門員につづじ会(認知症介護者家族会)の開催状況を伝え、参加を促す。 | 家族にとって息抜きができる場、情報交換ができる場となる。また、認知症の本人が安心して過ごせる場、できることを再発見し自分らしさを取り戻せる場、認知症本人、ボランティアが生きがいを持って活躍できる場となる。 |
| | 住宅改修・福祉用具購入支援 | 疾病や骨折等により状態の変化があっても、住み慣れた家で安心して生活を継続できる | ①福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供の実施 ②福祉用具・住宅改修に関する助言 ③住宅改修費の支給の申請に係る必要理由が分かる書類等の作成 | 疾病や骨折等により状態の変化があっても、住み慣れた家で安心して生活を継続できる |

| | 契約内容 | 目的 | 具体的計画 | 期待される効果 |
|--------------|--------------------------|--|--|--|
| 生活支援コーディネーター | 介護予防・生活支援サービスのコーディネート | 高齢者が地域で生きがいや役割を持ち、尊厳を保持して、地域で自分らしく生活ができる。 | ①地域の社会資源の確認及び、内容の更新。 ②あんしん生活調査・第二層協議体、その他の事業において、地域住民のニーズ、地域課題を把握する。 ③地域で活躍している高齢者、事業主体等との協働等を検討し、支援ニーズに繋げる。 ④新たな組織の立ち上げ支援。 | ●住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動の推進 ●元気な時からの切れ目ない介護予防の継続 ●生きがいと役割づくりによる互助の推進 |
| | 協議体との連携・協働 | 地域課題を抽出し、そこに居住する地域住民と各事業主体等が協働して、地域課題を解決する。地域づくりに住民が参加することで、地域力が向上できる。 | ①H30年度であんしん生活調査を実施した下里地域を対象に第二層協議体を開催する。 ②様々な機関、住民と協働し、地域課題解決に向け検討する。 ③第一層協議体に参加する。 | 住民参加による支え合いの仕組みづくり、地域づくりを推進することができる。 |
| | サービス・支援の担い手となるボランティア等の養成 | 住民参加による支え合いの仕組みづくり、地域づくりを推進することができる。 高齢者の社会参加を一層進めることを通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも期待される。結果的に高齢者が社会的役割をもつことにより、生きがいや介護予防にもつながる。 | ①あんしん生活調査、その他事業等から、地域で活躍できる人材を発掘する。 ②発掘した人材に適した事業、新事業等をマッチングのサポート。 | ●住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動の推進 ●元気な時からの切れ目ない介護予防の継続 ●生きがいと役割づくりによる互助の推進 |
| 職員体制 | 業務遂行にあたっての職員体制の構築 | 各事業がスムーズに遂行でき、地域住民の心身の健康の保持、生活の安定を図ることができる。 | ①適正な人員配置 ②各職種がそれぞれの専門性を生かし、各事業を遂行する。 ③情報共有をし、相互にカバーをしながら各業務を遂行する。 | この事業の目的に加え、職員の健康維持に繋がる。 |
| | 職員体制の見直し(担当わけ) | 各職種の専門性が生かせる配置とすることで、業務がスムーズに遂行できる。 | 専門性を踏まえた担当制とする。 | 各事業が適切に遂行されることが、地域住民のより良い生活へと反映される。 |
| | スキルアップ | ケースの複雑化に伴うより専門的な知識の習得 | ①研修参加により知識・情報を取得する ②研修で得た知識・情報をセンター内でも共有する | 専門性・対応力の向上、強化。 |